

令和8年度
一般競争入札による
県有地の売払い応募要領
(第1回 土地)



静岡県財務部財産管理課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 県庁本館1階

TEL 054-221-2123

FAX 054-221-2854

入札による 売払い方法	<p>事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(買受け予定者)として決定する方法です。</p> <p>なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。</p>
----------------	--

目 次

(1)	入札による県有地売払いの概要 ……………	P 1～4
(2)	入札参加心得書 ……………	P 5～10
(3)	県有財産売買契約書(案) ……………	P 11～14
(4)	承諾書 ……………	P 15
(5)	入札参加関係書類 ……………	P 17～33
	(入札参加申込書、誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書、委任状)	
(6)	【入札書・委任状の記入例等】 ……	P 35～40
(7)	物件調書 ……………	P 41～107
	国道 135 号廃道敷(伊東市湯川)	… 41～65
	伊東市湯川字境川 577 番 16、26	
	裾野高等学校校長公舎	… 66～73
	裾野市佐野字本宿 347 番 1、2	
	富士農林事務所育種場元施設	… 74～107
	富士市今宮字坂上 942 番、943 番 3、5	

入札による県有地売払いの概要

1 入札により売払う県有地

入札により売払う県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札番号	入札対象財産	地目	土地：地積 (㎡：実測)	予定価格 (円)
101	国道135号廃道敷（伊東市湯川） 伊東市湯川字境川577番16、26	雑種地 公衆用道路	354.59	8,490,000
102	裾野高等学校校長公舎 裾野市佐野字本宿347番1、2	宅地	367.63	3,580,000
103	富士農林事務所育種場元施設 富士市今宮字坂上942番、943番3、5	山林	3,093.13	29,400,000

(注)● 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3(入札参加資格)を御覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください(コピーも可)。

(1) 受付期間

令和8年6月9日(火)から令和8年7月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

静岡県財務部財産管理課(県庁本館1階)

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(電話番号:054-221-2123)

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。(電送及びファクシミリによる受付は行いません。)

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出してください。

4 現地説明会

各入札対象物件の所在地で、令和8年6月17日(水)から令和8年6月26日(金)の間で、静岡県が指定する日時に現地説明会を開催しますので、応札希望の方はできる限り参加してください。

(※) 現地説明会に参加を希望する方は、次の受付先にて参加予約してください。

<入札番号101～103>

受付先：静岡県財務部財産管理課（電話番号：054-221-2123）

<現地説明会予約受付期間（全ての入札番号共通）>

令和8年6月9日（火）から令和8年6月16日（火）までの午前9時から午後5時まで

5 入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。

なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
101	令和8年7月16日（木）午前10時00分	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室
102	令和8年7月16日（木）午前10時10分	
103	令和8年7月16日（木）午前10時20分	

(注) 郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）、次の提出先に令和8年7月15日（水）午後5時までに必着とします。

<入札書等提出先>

静岡県財務部財産管理課（静岡県庁本館1階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第6（入札書及び入札方法）を参照してください。

(3) 入札保証金

3の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日（入札受付前）までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください（領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。）。

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額（円）
101、103	300,000
102	179,000

(4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第8（入札の無効）を御覧ください。

6 落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、県の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買契約書（案）及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内で県が指定する期日までに、売買代金を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、遅延利息の納付を条件に売買代金の納付を遅延することができます。遅延利息は、納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額となります。

7 所有権移転登記手続等

売買代金納付後、県が所有権移転登記手続を行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は落札者の負担となります。

8 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、御注意ください。

9 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめ御相談ください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (4) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (5) 土地の形質変更の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補

- 修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町の教育委員会にお問合わせください。)
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (15) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (16) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 買い受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(6) 入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県財務部財産管理課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書

(2) 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）（発行から3ヶ月以内のもの）

(3) 誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）

(4) 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

(5) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県財務部財産管理課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

(現地説明会)

第5 入札対象財産の内容を熟知してもらうため、県が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください（現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。）。

2 現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

3 現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札書及び入札方法)

第6 入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記1に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記1記載の場所に必着しなければなりません。

(1) 入札金額

(2) 入札年月日（入札書記入日）

(3) 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

2 記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してくだ

さい。 別添「[参考]入札書封緘方法(例)」参照

5 入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください(郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。)

6 入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封してください。 別添「[参考]郵送用封筒のイメージ」参照

(1) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本(金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。)(なお、Pay-easy(ペイジー)を利用して納付したために領収書が発行されなかった場合は、支払い済みであることを確認できるもの(当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等)を郵送してください。)

(2) 委任状(代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。)

7 入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

(入札保証金)

第7 入札参加者は、入札保証金として、入札する対象財産1件につき別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 入札保証金が所定の額に満たない者

(3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者(修正液及び修正テープを使用した場合を含む)

(4) 談合その他不正行為を行ったと認められる者

(5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

(7) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者

(8) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

(9) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者

(10) 予定価格未満の入札をした者

(11) 金額を訂正した入札をした者

(12) 指定した日時、場所に入札をしなかった者

(13) 持参、電送又はファクシミリによる入札をした者

(14) 担当職員の指示に従わず入札をした者

(15) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(16) 必要添付書類を入札書に添付しなかった者

(17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第9 開札は、別記2 入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるものであるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとします。

(落札者の決定)

第10 落札者は、県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者とします。

2 県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

(入札執行の延期)

第11 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の返還)

第12 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

2 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第14に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第13 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約(以下「契約」という。)の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日(静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内に契約を締結しなければなりません。

3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

4 前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

5 落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第14 落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。)を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息

を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第15 落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で県が指定する期日までに、売買代金を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、落札者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

2 遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

(契約の解除)

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

- (1) 落札者が第15第1項の金額を納付しない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

2 前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第17 落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金（第15第1項ただし書きの遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。）の納付を確認した後、買受人の請求により、県が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に県が所有権移転登記手続を行います。

- 2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。
- 3 落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

(契約不適合責任)

第18 買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

(入札結果の公表について)

第19 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

2 静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 入札書提出期限及び提出先

(1) 入札書提出期限

令和8年7月15日(水)午後5時

(2) 入札書提出先

郵送による提出に限る。(書留郵便に限る。電送による入札は認めない。)

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県財務部財産管理課(静岡県庁本館1階)

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
101	令和8年7月16日(木)午前10時00分	静岡県葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室
102	令和8年7月16日(木)午前10時10分	
103	令和8年7月16日(木)午前10時20分	

県有財産売買契約書（案）

売出人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人〔*落札者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地の所在地	区分	面積（㎡）	摘要
			実測面積
			公簿面積

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 〔*落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金 〔*落札金額の1割以上の額〕 円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が第5条第1項に規定する義務を履行しないため、第13条第1項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第6条 当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。
(当該物件の引渡し)

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。
(特則)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

二 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

三 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

五 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

六 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

七 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

八 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第9条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
(公租公課の負担責任)

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金

は、乙が負担しなければならない。

(危険負担)

第11条 当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡しが第7条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第5条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金及び第9条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(合意管轄)

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とする

ことに合意する。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙) *落札者の住所・氏名

承 諾 書

私は、下記県有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現状により買受けることを承諾します。

記

土地の所在地	地 目	面 積 (㎡)	摘 要

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

一般競争入札（県有地売払い）参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

申込人 住 所

氏 名

印

(名称・代表者名)

電 話 番 号

【共有名義の場合】

共有者の氏名

(名称・代表者名)

印

一般競争入札(県有地売払い)に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札番号	入札対象財産	土地:地積 (㎡:実測)

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）（発行から3ヶ月以内のもの）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」（発行から3ヶ月以内のもの）及び「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。

白
紙

誓 約 書

- 私
- 当社又は当団体

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (6) 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- 2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力的な要求行為を行うもの
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 鈴木 康友 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

Ⓜ

【共有名義の場合】

共有者の氏名

（名称・代表者名）

Ⓜ

※ 添付書類：役員等名簿

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役員等名簿

所在地 _____

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

No	役職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日(大正 T、昭和 S、平成 H)	性別(男女)
例	(記入例) 代表取締役	シバカ 伊助	静岡 一郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

㊞

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

㊞

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあつては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあつてはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(カカナ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報がある目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

白
紙

(様式2)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年 月 日

様

住所(所在地)

次のとおり登録してください。

氏名(名称)

代表者

(電話番号 - -)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

④ 氏名・名称(カナ)	13
	12

⑤ 氏名・名称(漢字)上段	10	20	30	40

⑥ 氏名・名称(漢字)下段	5	10	15	20	25

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)	5	10	15	20	25

⑫ 地番等(漢字)	5	10	15	20	25

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)	

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通(預金)
銀行・信金・農協		2 当座(預金)
労金・信組		7 別段(預金)
店		
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通(預金)
銀行・信金・農協		2 当座(預金)
労金・信組		7 別段(預金)
店		
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2年 10月 1日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 静岡 太郎

代表者

(電話番号 054 - 222 - 3333)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

Table with 4 columns: 所属, 区分, ① 入札参加資格, 債権者番号, ② 電話番号, ③ ファクス用電話番号. Includes handwritten values like '1', '054-222-3333', and '054-222-5555'.

④ 氏名・名称(カナ) table with handwritten 'シズカ オカダロウ'.

⑤ 氏名・名称(漢字) 上段 table with handwritten '静岡 太郎'.

⑥ 氏名・名称(漢字) 下段 table.

⑦ 組織区分, ⑧ 業種, ⑨ 郵便番号, ⑩ 県コード, 市町村コード, 字コード table with handwritten values.

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字) table with handwritten '静岡市葵区追手町'.

⑫ 地番等(漢字) table with handwritten '9番18号'.

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。) table with handwritten '静岡中央ビル8F'.

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

Form for ⑭ 通常口座振替先 including fields for 振替先金融機関名, 口座名義人(カナ), 預金種別, and 口座番号. Includes handwritten '静岡 労働・信組 呉服町支店' and 'シズカ オカダロウ'.

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

Form for ⑮ 前払金用口座振替先 including fields for 振替先金融機関名, 口座名義人(カナ), 預金種別, and 口座番号. This section is crossed out with a diagonal line.

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2年 4月 1日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 浜松産業株式会社 静岡支店

代表者 支店長 甲野 乙太郎

(電話番号 054 - 222 - 3333)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

Table with 3 columns: 所 属, 区分, ① 入札参加資格, 債権者番号, ② 電話番号, ③ ファクス用電話番号. Includes handwritten entries for '1', '054-222-3333', and '054-222-5555'.

④ 氏名・名称(カナ) table with handwritten entry: ハママツサンキョウヨウカブシキカイシヤシスオカシテン

⑤ 氏名・名称(漢字) 上段 table with handwritten entry: 浜松産業株式会社 静岡支店

⑥ 氏名・名称(漢字) 下段 table with handwritten entry: 支店長 甲野 乙太郎

⑦ 組織区分, ⑧ 業種, ⑨ 郵便番号, ⑩ 県コード, 市町村コード, 字コード table with handwritten entries: 0123420-085322

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字) table with handwritten entry: 静岡市葵区追手町

⑫ 地番等(漢字) table with handwritten entry: 9番18号

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。) table with handwritten entry: 静岡中央ビル8F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

Table for ⑭ 通常口座振替先 with handwritten entries for bank name (静岡 労働・信組 呉服町支店), account type (普通), and account number.

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

Table for ⑮ 前払金用口座振替先, mostly crossed out with a diagonal line.

- ※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※ この用紙のみを切りはなして返送してください。
※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

記 載 要 領

項目① 入札参加資格

- ・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。
区分 1 入札参加資格を有しない
2 物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
3 建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
4 庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）
- ・複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

- ・記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）の範囲です。（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③ 電話番号(13桁)、ファクス用電話番号(12桁)

- ・市外局番、市内局番、番号の間を“-”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- ・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④ 氏名・名称(カナ) 半角48文字以内

- ・濁点、半濁点等も1マス使用する。
- ・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
- ・個人の場合、事業主の氏名のみではなく、屋号も含めて記入する。
（例）静岡文具店 静岡太郎 → シズオカフ[°] シク[°] テン▲シス[°] オカタロウ （屋号や氏名を空白で区切り記入）
- ・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
（例）浜松産業株式会社沼津支店 代表取締役 浜松次郎 → ハママツサンギ[°] ヨウカフ[°] シキガ[°] イシャヌマツ[°] シテン ▲ダ[°] イヒョウトリシマリヤク▲ハママツジ[°] ロウ

項目⑤⑥ 氏名・名称(漢字) 全角25文字×2行=50文字以内

- ・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は1マス空白（説明上▲表示）とする。
（例）静岡文具店 静岡太郎 → 静岡文具店▲静岡▲太郎 又、 静岡▲太郎
- ・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
- ・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白（説明上▲表示）で区切る。
（例）株式会社浜松産業 又は、浜松産業株式会社 → 株式会社▲浜松産業 又は、浜松産業▲株式会社
株式会社浜松産業沼津支店 → 株式会社浜松産業▲沼津支店 又は、 株式会社▲浜松産業▲沼津支店
或いは 株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店
浜松産業株式会社沼津支店 → 浜松産業株式会社▲沼津支店 又は、 浜松産業▲株式会社▲沼津支店
或いは 浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦ 組織区分 コード2桁

- ・別紙「組織コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧ 業種 コード2桁

- ・別紙「業種コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、2の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、3の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべてのの中から自由に選択する。

項目⑨ 郵便番号 7桁

- ・7桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩ 県コード コード2桁

- ・県内に所在する方（業者）の場合
県コード欄に「22」（静岡県コード）を記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（2桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬ 市区郡町村丁目等(漢字)、地番等(漢字)、方書等(漢字) 全角26文字×3行=78文字以内

- ・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・県内に所在する方（業者）の場合
市区町村（漢字）欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合
市区町村（漢字）欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町村名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。

項目⑭ 通常口座振替先

- ・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所を○）、口座名義人（カナ30桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（7桁に満たない場合には、左側を0埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）

項目⑮ 前金払用口座振替先

- ・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。（金融機関コードは記入しない。）

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

カタカナ：アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロワウヲ

記号：¥「」（）／－，．`´

英字：A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

及び、半角スペース

以下の場合には注意してください。

半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“_”はハイフン“-”を使用します。

《略語》

「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用することができます。

下表を参考に正しい法人格を入力してください。

- 1 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）
 - (1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。株式会社 浜松産業 → カ) ハマツサンギョウ
 - (2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。浜松産業 株式会社 → ハマツサンギョウカ
 - (3) 名称の途中に使うとき、「(」で囲む。浜松産業 株式会社 沼津営業所 → ハマツサンギョウ(カ)ヌマス(エイ)
- 2 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください） 静岡県協同組合 シズカケンギョウカイ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆

1. 法人略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ)	(カ)	(カ
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	メ)	(メ)	(メ
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ド)	(ド
医療法人	イ)	(イ)	(イ
(一般、公益)財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
(一般、公益)社団法人	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
宗教法人	シユウ)	(シユウ)	(シユウ
学校法人	ガク)	(ガク)	(ガク
社会福祉法人	フク)	(フク)	(フク
更生保護法人	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	ソ)	(ソ)	(ソ
特定非営利活動法人	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	ドク)	(ドク)	(ドク
弁護士法人	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
無限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
行政書士法人	ギヨ)	(ギヨ)	(ギヨ
司法書士法人	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
農事組合法人	ノウ)	(ノウ)	(ノウ

2. 営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ)	(エイ)	(エイ
出張所	シユツ)	(シユツ)	(シユツ

3. 事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キョウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンポ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキョウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキョウレン
農業協同組合連合会	ノウキョウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キョウサイレン
漁業協同組合	ギョキョウ
漁業協同組合連合会	ギョレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキョウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組織コード一覧表

組織コード	名 称	組織コード	名 称
00	なし	25	学校法人
01	株式会社	26	特定非営利活動法人
02	合資会社	27	無限責任中間法人
03	合名会社	28	有限責任中間法人
04	有限会社	29	独立行政法人
05	企業組合	31	監査法人
06	相互会社	32	行政書士法人
07	合同会社	33	司法書士法人
08	特定目的会社	34	社会保険労務士法人
11	医療法人	35	税理士法人
12	信用金庫	36	土地家屋調査士法人
13	森林組合	37	弁護士法人
14	農業協同組合	41	一般財団法人
15	漁業協同組合	42	一般社団法人
16	協同組合	43	公益財団法人
17	有限責任事業組合	44	公益社団法人
18	農事組合法人	51	健康保険組合
21	財団法人	52	共済組合
22	社団法人	54	国立大学法人
23	宗教法人	71	職業訓練法人
24	社会福祉法人		

業種コード一覧表

- ① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1 一般」、「3 建設業者等」及び「4 庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。
- ③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3 建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。
- ④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4 庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。
- ⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1 一般

コード	業 種 区 分	例 示	コード	業 種 区 分	例 示
1	国等		20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材
2	市町村		21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品
3	資金前渡者		22	運動・娯楽・芸能 芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ ホビー、 音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術
4	代理受領者				
5	金融機関		23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生	24	リースレンタル・ 代行	リース・レンタル、代行
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾	25	金融・不動産・法 務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・ コンサルタント
12	文化・福祉施設・葬 祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教	26	運送・自動車・貿 易	運送サービス、自動車・自転車、貿易
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞆・ 皮革、 めがね・時計・貴金属	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業
			28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維	29	デザイン・設計・ 塗装	デザイン、設計、塗装
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・ 海産物、 菓子・パン	30	農林・園芸・水畜 産	農林・園芸・水産・畜産
			31	化学工業・ゴム・ 紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、 紙工業・紙製品
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店	32	機械工業・機械器 具	
17	理美容・クリーニン グ	理容・美容・浴場、クリーニング	33	金属工業／製品・ 鋳業	
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道	34	組合・団体	
19	電化製品	電化製品	99	その他	

3 建設業者等

コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持（清掃）
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業 （総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物及び建築物を建設する工事を行うもの）	75	土木施設維持（除草）
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持（せんてい）
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4 庁舎管理

コード	業種区分	備考（庁舎管理入札参加資格業種）	コード	業種区分	備考（庁舎管理入札参加資格業種）
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	（ガス漏れ設備を含む）
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空気調和測定装置清掃、空気調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風気保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、（水処理施設を含む）	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理（自動ドアを含む）			

県コード一覧表

- ① 申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 静岡県内の場合は、申出書の「県コード」欄に“22”（静岡県のコード）を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード（3桁）を記入してください。
- ③ 静岡県外の場合は、申出書の「県コード」欄に該当する県コード（2桁）を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

入札書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

入札者 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

代理人氏名

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

入札番号

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、**申込日以降で記入日を記入**すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

白
紙

委 任 状

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

記

入札番号

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

＜本人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で
記入日を記入

入 札 書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

実印

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎 印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

代理人氏名

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

100

1ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入
(※購入物件ごとに番号が異なります。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で
記入日を記入

入 札 書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

入札者の
押印不要

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎 印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

委任状と同じ印
(認印可) 印

代理人の
氏名・押印

代理人氏名 管財 次郎 印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札金額記入	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号
100

1ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

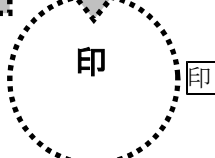

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

委 任 状

代理人の印：
入札書と同じ印
(認印可)

代理人の氏名・押印

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、**管財 次郎**  
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号

1 0 0

1 ページの表を
見て、購入物件
の 入札番号 を
記入 (※購入物
件ごとに番号が
異なります。)

委任日を
記入

令和○年○月○日

静岡県知事 鈴木 康友 様

購入希望者の住所・氏名


住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎  

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

購入希望者の
実印 

白
紙

【参考】入札書封緘方法(例)

以下の方法により、入札書を封緘してください。

なお、封緘に使用する封筒は、市販のものを使用して頂いて結構です。

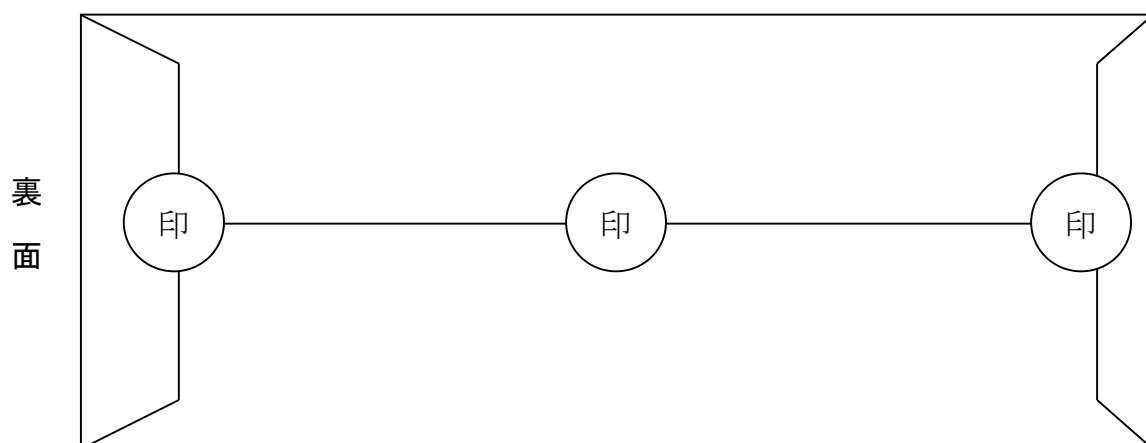
※縦書き、横書きは問いません。

封筒表面

- ・「入札番号 ○○」
 - ・「氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）」
- ※代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記



封筒裏面



※開札前に入札保証金の納入及び代理人への委任有無を確認するため、納入通知書兼領収書の原本や委任状は封入せず、

入札書を入れる封筒には、入札書のみ入れてください。

【参考】 郵送用封筒のイメージ 入札心得書第6 4項～6項関係

前ページ参照のこと

入札番号 ○○

静岡市葵区△△町1番1号
 株式会社○○ (印)
 代表取締役 静岡太郎
 代理人 △△△△

静岡県納入通知書兼領収書

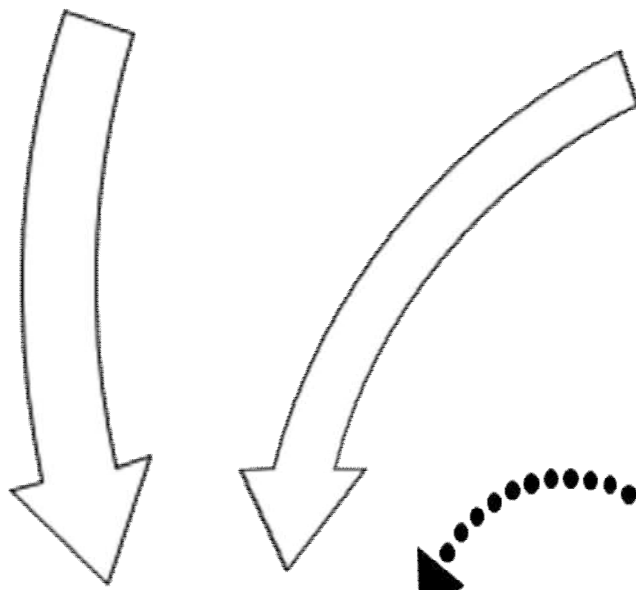
～～	～～	～～
○○円		令和○年○月○日

入札保証金 ○○

静岡県知事

領収日付印

領収
 ○.○.○
 ○○銀行



(代理人が入札する場合のみ提出)

委任状

～～～～～～～～

入札番号
 ○○

静岡市葵区△△町1番1号
 株式会社○○
 代表取締役 静岡太郎 (印)

切手

書留

〒420-8601
 静岡市葵区追手町9番6号
 静岡県財務部財産管理課
 (静岡県庁本館1階)

物 件 調 書

所在地	伊東市湯川字境川577番16、26				
住居表示	—				
面積	354.59㎡ (実測面積) 353㎡ (公簿面積)	地目	宅地 (現況) 雑種地、公衆用道路 (公簿)	土地の形状 不整形地	
接面道路の幅員、種別、状況等	北東約43mが幅員約27mの国道135号に高低差～約1mで接面。 南西約36mが幅員約9mの伊東市道湯川・境川線 (旧国道135号) にほぼ等高に接面。				
私道の負担等に関する事項	なし				
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	非線引き都市計画区域	用途地域	第二種住居地域	
	建ぺい率	指定建蔽率 60 %	基準建蔽率	60 %	
	容積率	指定容積率 200%	基準容積率	200%	
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有
		日影による中高層の建築物の制限		無・有	
	外壁後退	無・有	壁面線の制限	無・有	
	準防火地域	無・有	防火地域	無・有	
その他	第2種高度地区 (高さ制限21m以下)、建築基準法第22条区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、伊東市景観条例、宅地造成等工事規制区域				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電 気	引込不可・引込可	東京電力エナジーパートナーカスタマーセンター	0120-995-001	
	上 水 道	引込不可・引込可	伊東市水道課給水計画係	0557-32-1852	
	下 水 道	引込不可・引込可	—	—	
	都市ガス	引込不可・引込可	—	—	
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	東海バス「横磯」停留所：物件の南東方 約160m			
	鉄 道	JR伊東線「伊東」駅：物件の南方 約2.2km			
公共施設 (直線距離)	役 所	伊東市役所：物件の南東方 約3.4km			
	小学校	伊東市立伊東小学校：物件の南方 約3.5km			
	中学校	伊東市立北中学校：物件の南方 約1.8km			
◎参考事項 (物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)					
<p>・本件地の一部に草木が生えており、また、本件地には、後述するとおり地下埋設物が存在すると思われませんが、現状有姿で引き渡します。(県では撤去いたしません)</p> <p>・本件地は地下埋設物調査を実施しておりませんが、関係者への聞き取りにより以下のことが判明しています。</p> <p>・別添1 (道路現況平面図) で示した箇所 (本件地内、道路現況平面図上約6m×約11mの範囲) に過去に建物が建っており、伊東市において平成29年度に建物の解体を行っております。熱海土木事務所において伊東市、解体を施工した事業者を確認し、当時の資料は残っていないとのことでしたが、伊東市も解体を施工した事業者も別添2 (平成25年7月に当時の建物所有者が熱海土木事務所に提出した図面) とほぼ同じ方法で工事を行ったとの証言を得ております。解体を施工した事業者への聞き取りによれば、地下室の一部 (地下室の床、側壁 (柱も撤去していないかもしれない)) は、撤去せずに搬入土で埋め戻しているとのことであり現在も地下に当該地下室の一部が残っているものと思われま。なお、解体時は、地下室に残置されていた枕木等の物は撤去した上で埋め戻したとのこと。当時の建物の状況は別添3のとおりです。</p> <p>・伊東市湯川字境川578番地1先に建物登記が存在し、位置関係や伊東市では滅失登記は行わない旨の記録が残</p>					

っていることから平成29年度に伊東市が解体した建物の建物登記と思われます（別添4参照）。県が静岡地方
法務局熱海出張所に対して、滅失登記の申出を行います。手続きが完了し次第、落札者に御連絡しますが、所有
権移転後に手続きが完了する可能性があります。

・熱海土木事務所が実施した本件地の境界立会では、境界立会における関係人からその他の地下埋設物の存在に
関する申出はありませんでした。

・本件地のほぼ中央に電柱1本、支線4条の貸付けを行っております。また、同電柱から本件地上空を通過し、
各所に架線が伸びています。

・本件地の隣接地（伊東市湯川字境川577番29）には、伊東市の排水管が埋設されています。（別添5参照）

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

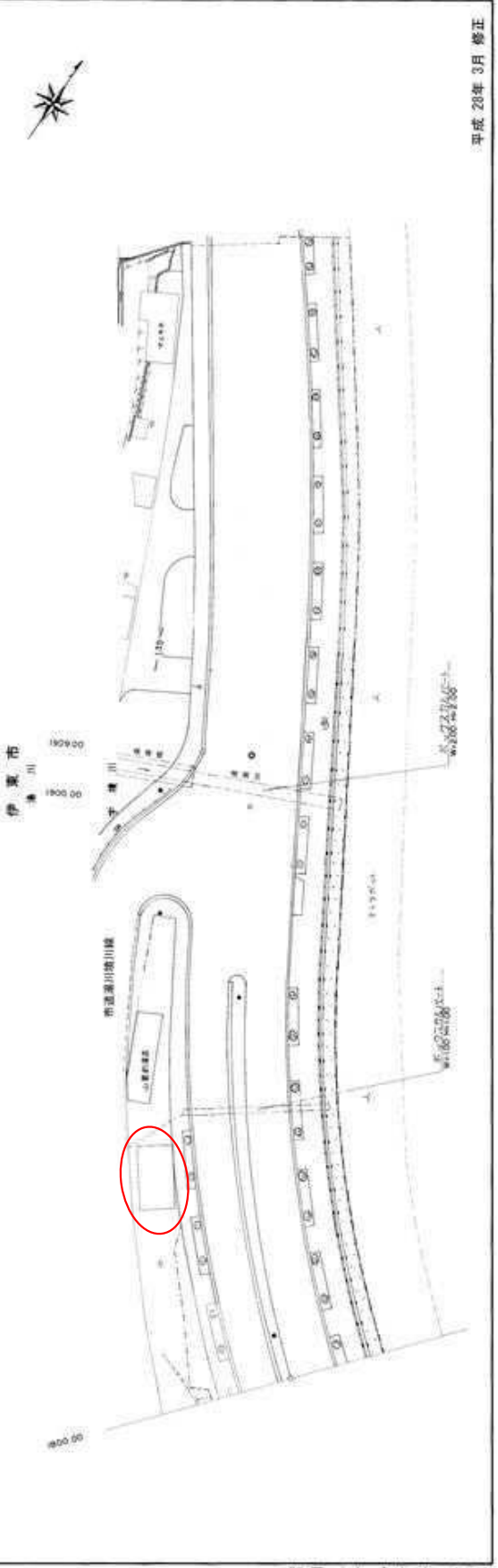
その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があります(品質)が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

12 0/35 17 24-a~26-a

道路現況平面図

S=1:500

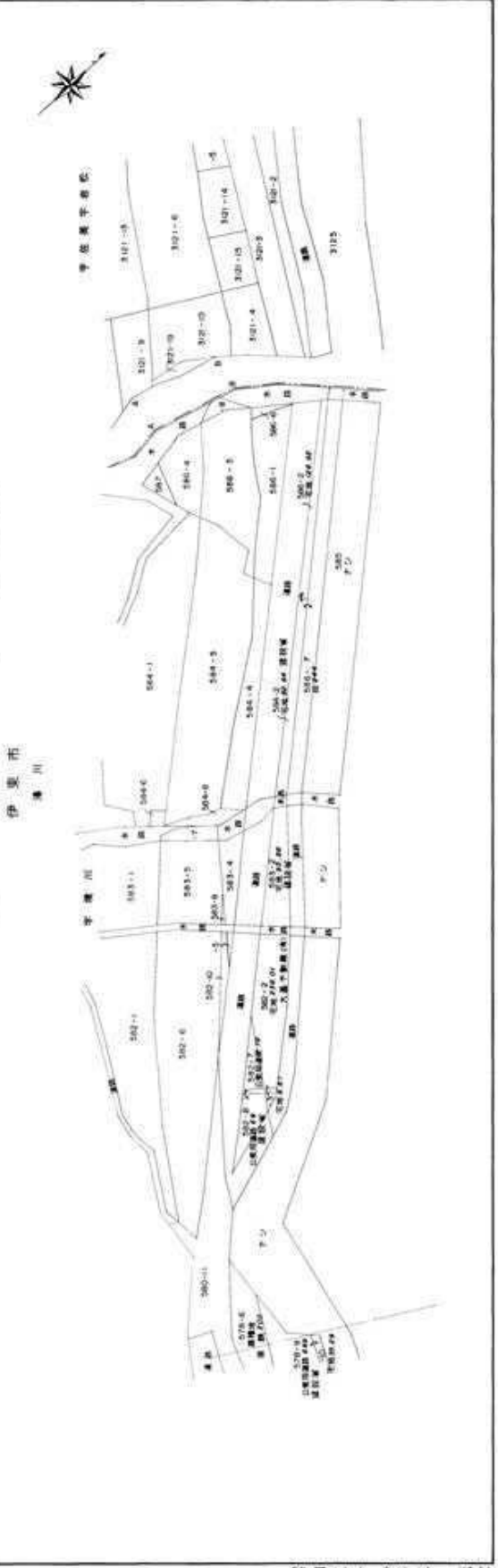


平成 28年 3月 修正

昭和五十九年三月調製

公 図 写

S=1:600

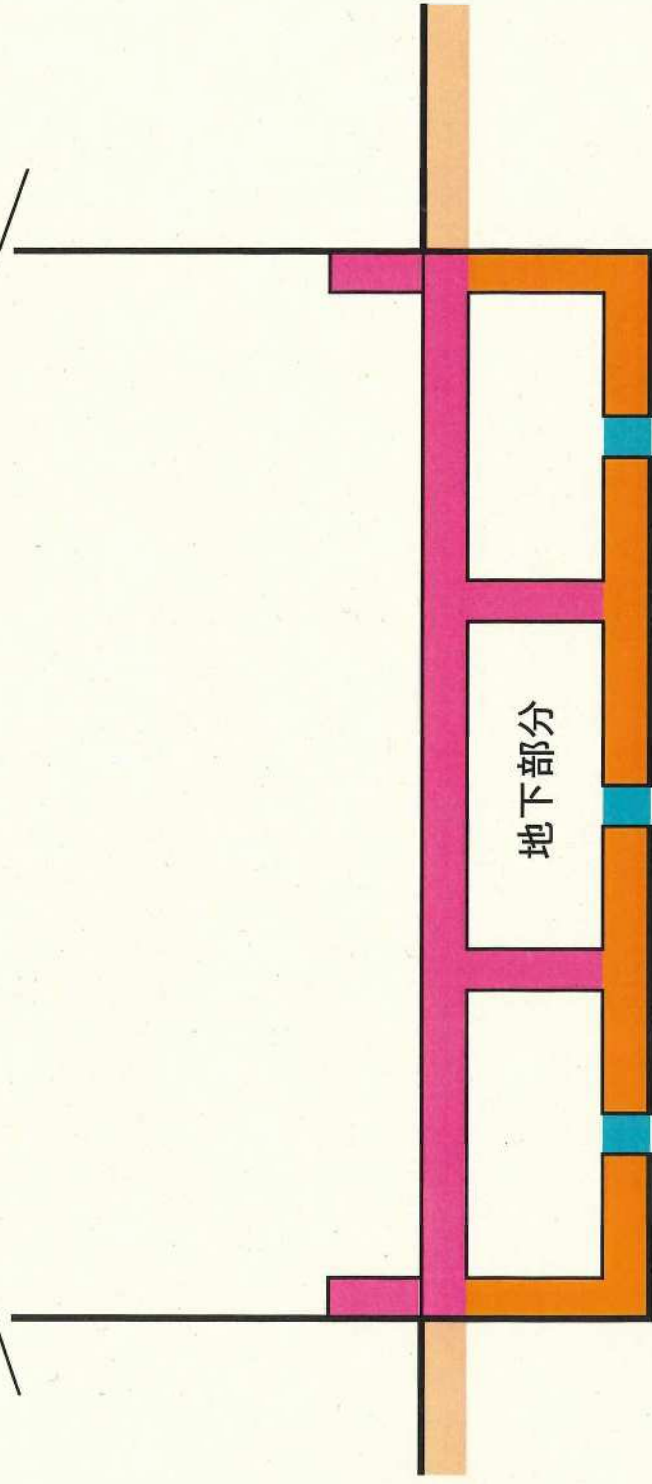


静岡地方方法務局伊東出張所

昭和五十九年三月転写

岩松交差点廃屋の撤去方法(見積内容)

- 凡例
- : 撤去
 - : 存置
 - : 水抜き穴



当時の建物所有者から提供のあった図面であり、建物の構造を正確に表したものではありません。また、伊東市及び建物解体を施工した事業者への聞き取りによれば、この図面とほぼ同じ方法で工事を行ったとの証言を得ていますが、解体を施工した事業者からは、地下室の柱については撤去していかなくてもよいとの証言があり、撤去した部分がこの図面と一部相違する可能性があります。

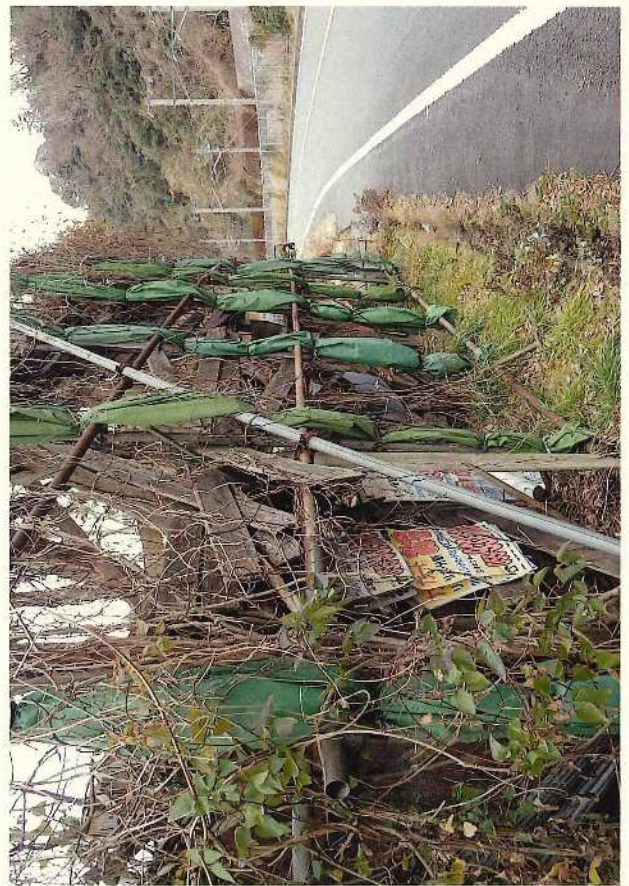


※現在、この建物は地下室の一部を除き伊東市が撤去済です。
H27. 7. 28熱海土木事務所撮影

29. 2. 1









H29. 2. 1熱海土木事務所撮影



撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				






撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				

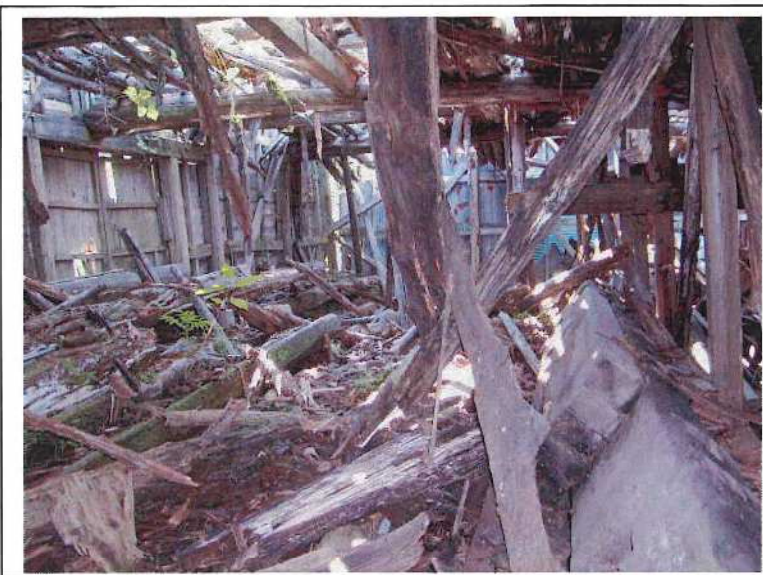


撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				

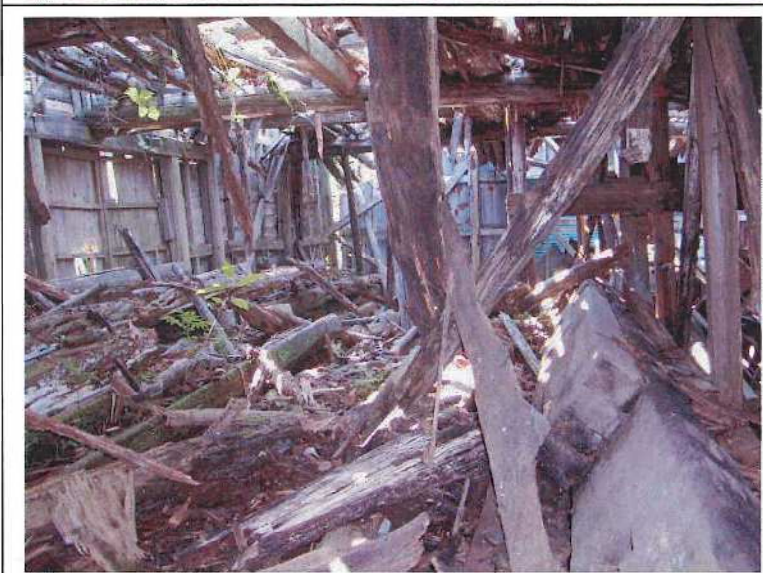
H25. 7に当時の建物所有者が熱海土木事務所に提出した写真

	撮影年月日 平成 年 月 日
	工種
	箇所
	備考
	----- ----- -----
	撮影年月日 平成 年 月 日
	工種
	箇所
	備考
	----- ----- -----
	撮影年月日 平成 年 月 日
	工種
	箇所
	備考
	----- ----- -----

H25. 7に当時の建物所有者が熱海土木事務所に提出した写真



撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				



撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				



撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				

H25. 7に当時の建物所有者が熱海土木事務所に提出した写真



撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				



撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				



撮影年月日	平成	年	月	日
工種				
箇所				
備考				

※地下室の内部と思われる写真
H25. 7に当時の建物所有者が熱海土木事務所に提出した写真

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成18年3月20日	不動産番号	0816005161325
所在図番号	[余白]				
所在	伊東市湯川字境川 578番地1先				[余白]
家屋番号	578番1の1				[余白]
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
倉庫	木・鉄筋コンクリート造面 鉛メッキ鋼板基地下1階付 2階建	1階	69.56	2階	69.56
		地下1階	69.56	昭和34年5月10日新築	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成18年3月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和52年7月26日 第9386号	所有者 伊東市湯川二丁目8番17号 森田 愛子 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成18年3月20日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(静岡地方務局熱河出張所管轄)

令和8年6月4日

静岡地方務局

登記官

高木大輔



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が裁権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K68440 (1/1)

1/1

作製年月日 昭和二十七年七月念五日
 作製者 信濃市松立三吉 建築士
 甲種人 森田 俊



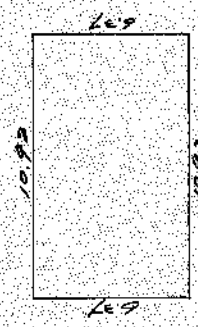
建築階平面図
 建物平面図
 断面図

338671

家屋番号 578番101
 建築の所在 信濃市湯川578番地101

建物の図面

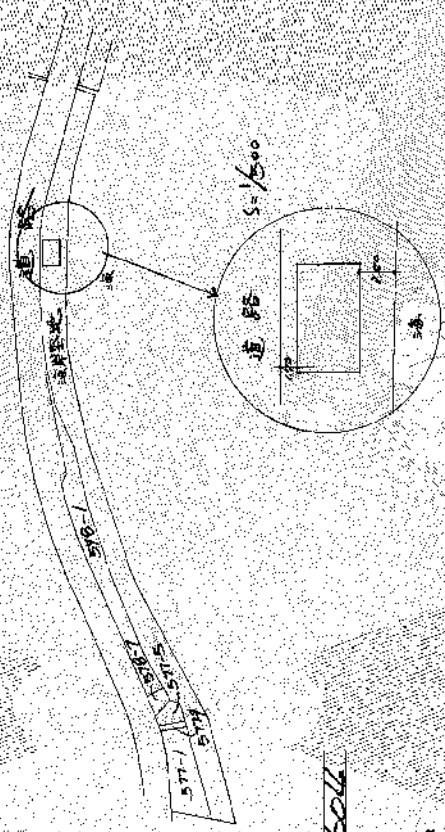
各階平面図



地下階と階下管回型並様
 22.2x6.37=89.5504

床面積

2階 89.56㎡
 1階 89.56㎡
 地下階 89.56㎡



(新開県土地家屋調査士会指定用紙)

縮尺 1/200 1/200 単位 米

A3→A4に縮小

852.7.21

この図面に記載されている内容は証明した書面である。
 (新開地方建設局建築課出願管理室)

令和8年6月4日 新開地方建設局

建築士

森田 俊

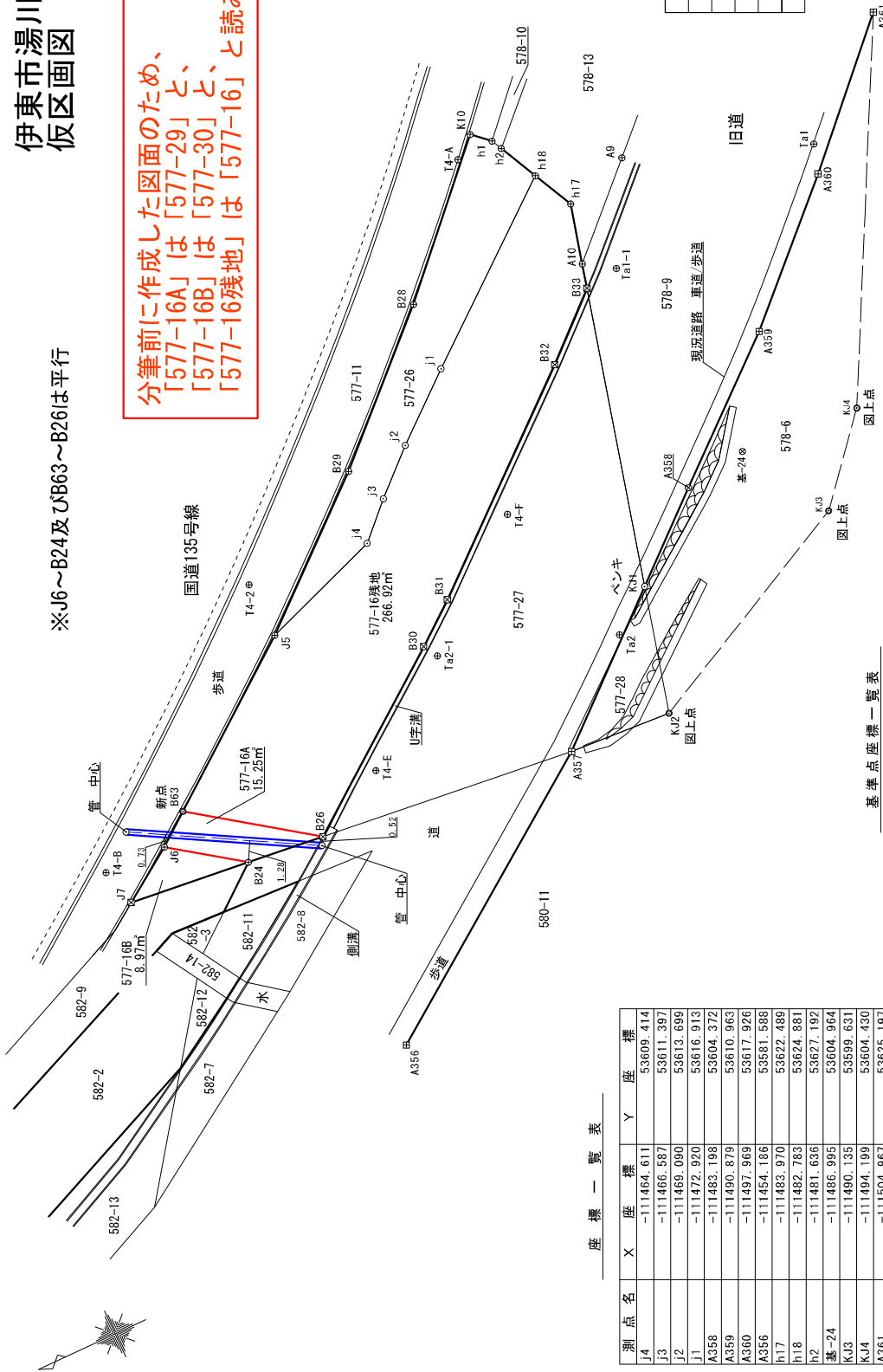


請求番号: 9-1

伊東市湯川字境川1577-16他
仮区画図
S=1:250

※J6～B24及びB63～B26は平行

分筆前に作成した図画のため、
「577-16A」は「577-29」と、
「577-16B」は「577-30」と、
「577-16残地」は「577-16」と読み替えてください。



座標一覽表

測点名	X	座標	Y	座標
J4	-11464.611	53609.414		
J3	-11466.587	53611.397		
J2	-11468.090	53613.699		
J1	-11472.920	53616.913		
A358	-11483.198	53604.372		
A359	-11490.879	53610.963		
A360	-11497.969	53617.926		
A356	-11454.186	53581.588		
h17	-11483.970	53622.489		
h18	-11482.783	53624.881		
h2	-11481.638	53627.192		
基-24	-11486.995	53604.964		
KJ3	-11490.135	53599.631		
KJ4	-11494.199	53604.430		
A361	-11504.967	53625.197		
h1	-11481.325	53627.819		
A10	-11483.094	53618.989		
A9	-11487.872	53623.679		
J5	-11457.959	53606.803		
J7	-11443.016	53596.084		
J6	-11446.167	53598.218		
B24	-11450.284	53595.309		
A357	-11470.355	53593.167		
KJ2	-11476.525	53592.784		
KJ1	-11478.389	53600.176		
B63	-11448.053	53599.665		

基準点座標一覽表

測点名	X	座標	Y	座標
1002A 三角点	-111309.286		53543.160	
I526A 頭点	-111528.829		53776.385	
T4-A	-111479.045		53627.681	
T4-2	-111457.246		53610.133	
T4-B	-111442.402		53598.301	
T4-E	-111459.400		53597.032	
Ta2-1	-111465.555		53601.636	
T4-F	-111472.846		53607.460	
Ta1-1	-111484.814		53617.900	
Ta1	-111498.487		53619.628	
Ta2	-111475.834		53598.218	

測地系	Ⅷ系
座標系	世界測地系
測量年月日	令和7年4月22日

マーク凡例

田	コンクリート杭
⊗	真鍮標識
○	木杭
⊕	金属板
⊗	金属標

位置図



国道135号廃道敷（伊東市湯川）（伊東市湯川字境川577番16、26）

表題部 (土地の表示)		調製	平成18年3月20日	不動産番号	0816005147957
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	伊東市湯川字境川			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
577番16	雑種地	387		昭和59年3月27日公有水面埋立 [昭和59年9月13日]	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成18年3月20日	
[余白]	[余白]	291		③錯誤 ③577番16、577番27、577番28 に分筆 [令和7年7月15日]	
[余白]	[余白]	266		③577番16、577番29、577番30 に分筆 [令和7年12月10日]	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和59年9月20日 第10969号	所有者 建設省 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成18年3月20日
2	所有権移転	令和8年3月27日 第3298号	原因 令和8年3月25日譲与 所有者 静岡県



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(静岡地方方法務局熱海出張所管轄)

令和8年4月24日

静岡地方方法務局

登記官

高木大輔



* 「登記の目的」欄に「相続人中告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは採消事項であることを示す。

整理番号 K64982 (1/3)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0816010026737
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	伊東市湯川字境川			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
577番26	公衆用道路	87		577番11から分筆 [令和7年7月15日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和59年9月20日 第10969号	所有者 建設省 順位1番の登記を転写 令和7年7月11日受付 第7905号
2	所有権移転	令和8年3月27日 第3298号	原因 令和8年3月25日譲与 所有者 静岡県



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(静岡地方法務局熱海出張所管轄)

令和8年4月24日

静岡地方法務局

登記官

高木大輔

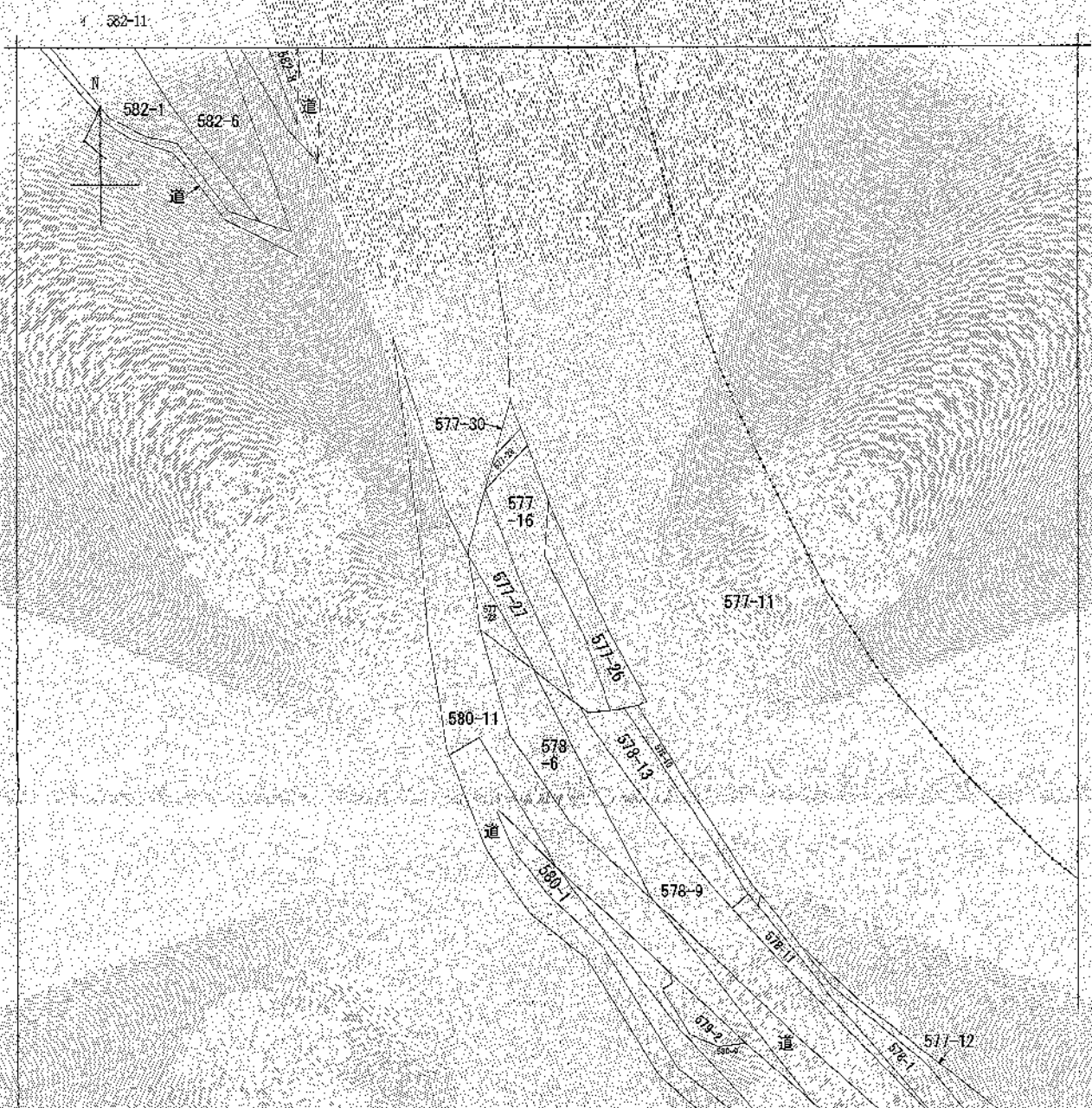


* 「登記の目的」欄に「相対人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相対人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相対人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K64982 (2/3)

1/1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の簡略を記録した図面です。



請求部	所在	伊東市湯川字境川		地番	577番16			
出方尺	1/600	精度区分		係号又は 座番又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(静岡地方方法務局熱海出張所管轄)

令和8年4月7日
静岡地方方法務局

請求番号：18-1
(1/1)

登記官

高木大輔



A 3 → A 4 に縮小

公用

登記年月日 令和7年12月11日

（本図面は登記簿に記載された内容と異なる場合があります）

（本図面は登記簿に記載された内容と異なる場合があります）

令和8年1月7日 静岡地方支務局

登記官

高木 輝



請求番号：18-2

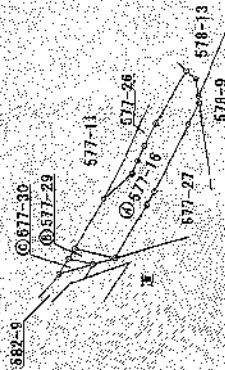
全 図

地 番	577-18 577-28 577-30
土地の所在	伊東市瀬川宇塚川

座 標 系 表

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
1002A 三角点	-111309.286	51643.169
524A 標 高	-111528.829	53776.985

測 地 系	旧 系
測 標 系	世界測地系(2024)
測量年月日	令和7年8月1日



作 製	土地家屋調査士 公益社団法人静岡県公共地籍調査士協会社員 伊東市幸佐美1665番地の3 高上 実芳	申請人	伊東市長務所代理者 近侍 剛史 伊東市企画部長	縮尺	1/1000
所有権者	伊東市長務所代理者 近侍 剛史	伊東市企画部長			

A3→A4に縮小

(1/2)

公用

登記年月日、令和元年12月11日

これは図面に記載されている内容の説明した平面図である。
(新築地手交書新築出産所等特)
令和元年11月7日 前岡地力事務所

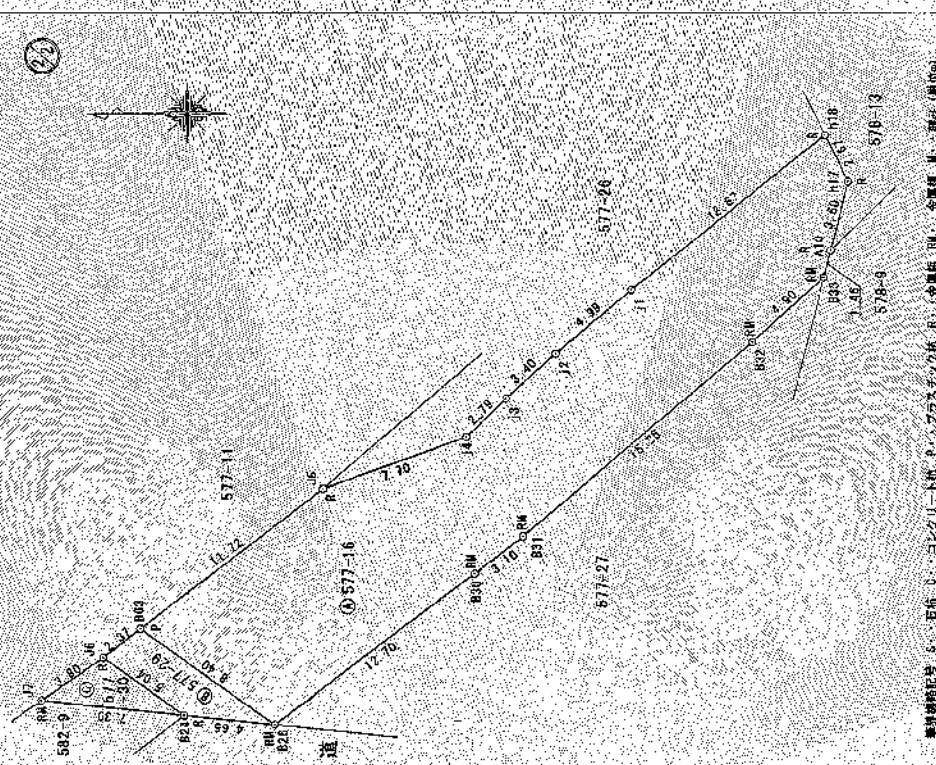
登記官

印本館



請求番号 18-2

地 址
土地の所在
伊東市湯川字城川



面積求積表

地 番	測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)(Y _n -1)	Y _n
577-16	003	111448.055	55699.885	130943.961565	
	05	111467.359	53608.903	-89782.444074	
	17	111468.811	53609.414	-894707.67232	
	13	111466.587	60811.397	-240125.447103	
	12	111469.099	53813.999	-338335.855767	
	11	111472.926	55616.913	-734176.339709	
	118	111462.169	53623.861	-592654.939050	
	117	111483.976	53622.489	16876.594079	
	110	111483.094	63618.389	56961.359470	
	890	-111482.746	53817.572	214255.917212	
	892	-111476.098	54614.293	91349.996745	
	931	-111467.308	53404.393	793900.908471	
	900	-111465.051	53602.375	674265.339025	
	826	-111464.916	53584.814	911004.648372	
			借 面 積	5383.658904	
			地 積	208.9204970	
			地 積	295	m ²

地 番	測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)(Y _n -1)	Y _n
577-20	16	111448.167	53599.218	-119577.824388	
	824	111450.784	53666.309	-66890.358441	
	826	111454.916	63594.814	119870.030034	
	803	111448.055	63599.655	469443.499005	
			借 面 積	30.516320	
			地 積	15.2581600	
			地 積	15	m ²

地 番	測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)(Y _n -1)	Y _n
577-27	17	111448.016	63598.084	-220655.077628	
	18	111448.167	63598.218	-30955.848424	
	824	111450.784	63595.309	168878.818659	
			借 面 積	-17.851937	
			地 積	8.9765685	
			地 積	8.91	m ²

申請人
伊東市長職務代理者
伊東市企画部長 近侍 剛史

作成者
公益社団法人静岡県公共測量士協会社員
伊東市宇佐美1005番地の9
宮上 実芳

令和元年11月25日 作業

A.3 → A.4 に縮小

(2/2)

登記年月日: 令和元年7月15日

これは図地として記載されている内容と異なる箇所がある。
 (静岡地方方法務局無印出番印) 静岡地方方法務局

令和8年4月7日

静岡地方方法務局

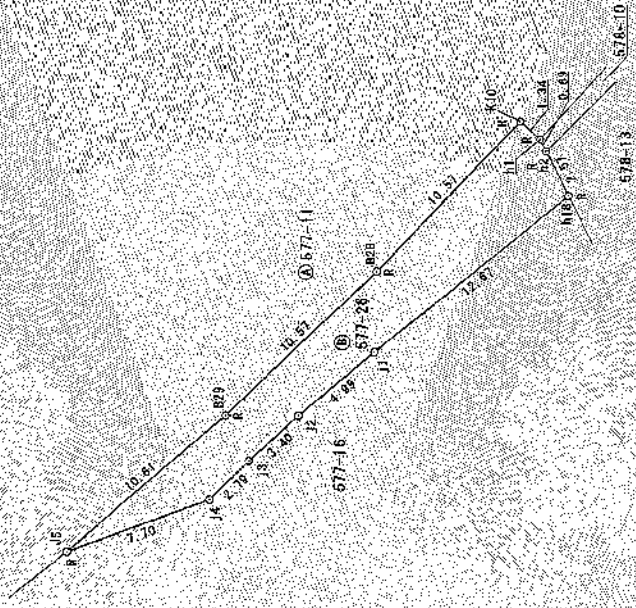
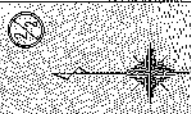
登記官

印木 大輔



地積測量図

地番 577-11
577-26
伊東市湯川字焼川
土地の所在



座標求積表

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)(Y _{n+1} +Y _n)
JK	-11457.358	53606.803	-42671.015188
14	-11464.611	53608.414	-40470.672392
13	-11466.587	53611.397	-240126.443163
J2	-11469.069	53613.699	-339635.555787
11	-11472.920	53616.913	-794176.399709
918	-11482.763	53624.881	-467394.482706
92	-11481.666	53627.192	78186.445936
917	-11481.326	53627.819	70374.209804
K10	-11480.320	53628.718	443938.527604
928	-11478.047	53621.040	749660.588520
929	-11466.407	53613.225	841092.117800
積面積			176.368026
地積			87

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)(Y _{n+1} +Y _n)
JK	-11457.358	53606.803	-42671.015188
14	-11464.611	53608.414	-40470.672392
13	-11466.587	53611.397	-240126.443163
J2	-11469.069	53613.699	-339635.555787
11	-11472.920	53616.913	-794176.399709
918	-11482.763	53624.881	-467394.482706
92	-11481.666	53627.192	78186.445936
917	-11481.326	53627.819	70374.209804
K10	-11480.320	53628.718	443938.527604
928	-11478.047	53621.040	749660.588520
929	-11466.407	53613.225	841092.117800
積面積			176.368026
地積			87

登記簿記載内容: 伊東市湯川字焼川、地積測量図、面積: 87、地積: 176.368026

事項	内容	備註
建設者	国土交通省所管不動産登記部職員	
所在者	備註者	
備註	前図原知事 印木 大輔	

作成者: 公益社団法人静岡県公共統計登記士地籍調査士協会
 伊東市宇佐美166番地の1
 宮上 美芳
 令和元年6月10日作成

A3 → A4 に縮小

物 件 調 書

所在地	裾野市佐野字本宿347番1、2				
住居表示	—				
面積	367.63㎡ (実測面積)	地目	雑種地 (現況)	土地の形状	
	367.63㎡ (公簿面積)		宅地 (公簿)		
接面道路の幅員、種別、状況等	無道路地。東側は、県道沼津小山線に至る未舗装2m程度の通路（建築基準法上の道路ではない）と接するものと思われるが、雑草が繁茂しており道路としての形状はない。				
私道の負担等に関する事項	なし				
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	指定建ぺい率 60%	基準建ぺい率	60%	
	容積率	指定容積率 150%	基準容積率	150%	
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有 (m)
		日影による中高層の建築物の制限		無・有	
	外壁後退	無・有	壁面線の制限	無・有	
	準防火地域	無・有	防火地域	無・有	
	その他	建築基準法第22条区域、土地利用指導要綱区域、都市再生特別措置法（都市機能誘導区域外、居住誘導区域内）、景観計画区域、静岡県屋外広告物条例（第2種特別規制地域）、盛土規制法（宅地造成等工事規制区域）、盛土環境条例規制区域、土採取条例区域			
	※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。				
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007	
	上水道	引込不可・引込可	裾野市水道部上下水道経営課	055-995-1836	
	下水道	引込不可・引込可	裾野市水道部上下水道経営課	055-995-1836	
	都市ガス	引込不可・引込可	—	—	
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バス	富士急シティバス「上宿」停留所：物件の北東方 約140m			
	鉄道	JR御殿場線「裾野」駅：物件の南東方 約1.2km			
公共施設 (直線距離)	役所	裾野市役所：物件の南方 約940m			
	小学校	裾野市立西小学校：物件の南西方 約600m			
	中学校	裾野市立西中学校：物件の南西方 約320m			
◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）					
・杭及びロープが設置してありますが、現況のまま引き渡します。					
・敷地全体に防草シートが張ってありますが、現況のまま引き渡します。					
・東側及び西側隣接地から本物件へ樹木が越境している可能性があります。現況のまま引き渡します。					
・敷地南側境界のコンクリート杭が樹木により曲がっている可能性があります。現況のまま引き渡します。					
・敷地と西側官地との高低差は約5cm～約10cmあります。					
・本件地の実測面積は、平成24年の国土調査によるもので、静岡県は測量を実施していません。					
※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。 必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。					

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があります(品質)が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案内図



表題部 (土地の表示)		調製	平成11年10月25日	不動産番号	0801005029600
地図番号	S8 32-1	筆界特定	[余白]		
所在	裾野市佐野字本宿				[余白]
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
347番	宅地	297	52	[余白]	
[余白]	[余白]	366	51	③錯誤 〔昭和57年2月9日〕	
347番1	[余白]	333	17	①③347番1、347番2に分筆 〔昭和57年2月12日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成11年10月25日	
[余白]	[余白]	333	60	③錯誤 国土調査による成果 〔平成24年10月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成10年12月3日 第6137号	原因 平成10年9月10日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成11年10月25日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(静岡地方務局沼津支局管轄)

令和8年4月24日

静岡地方務局

登記官

高木大輔



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K64983 (1/3)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年10月25日	不動産番号	0801005029601
地図番号	S8 32-1	筆界特定	[余白]		
所在	裾野市佐野字本宿				[余白]
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
347番2	宅地	33	34	347番から分筆 〔昭和57年2月12日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成11年10月25日	
[余白]	[余白]	34	03	③錯誤 国土調査による成果 〔平成24年10月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成10年12月3日 第6135号	原因 平成10年9月10日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成11年10月25日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(静岡地方務局沼津支局管轄)

令和8年4月24日

静岡地方務局

登記官

高木大輔

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

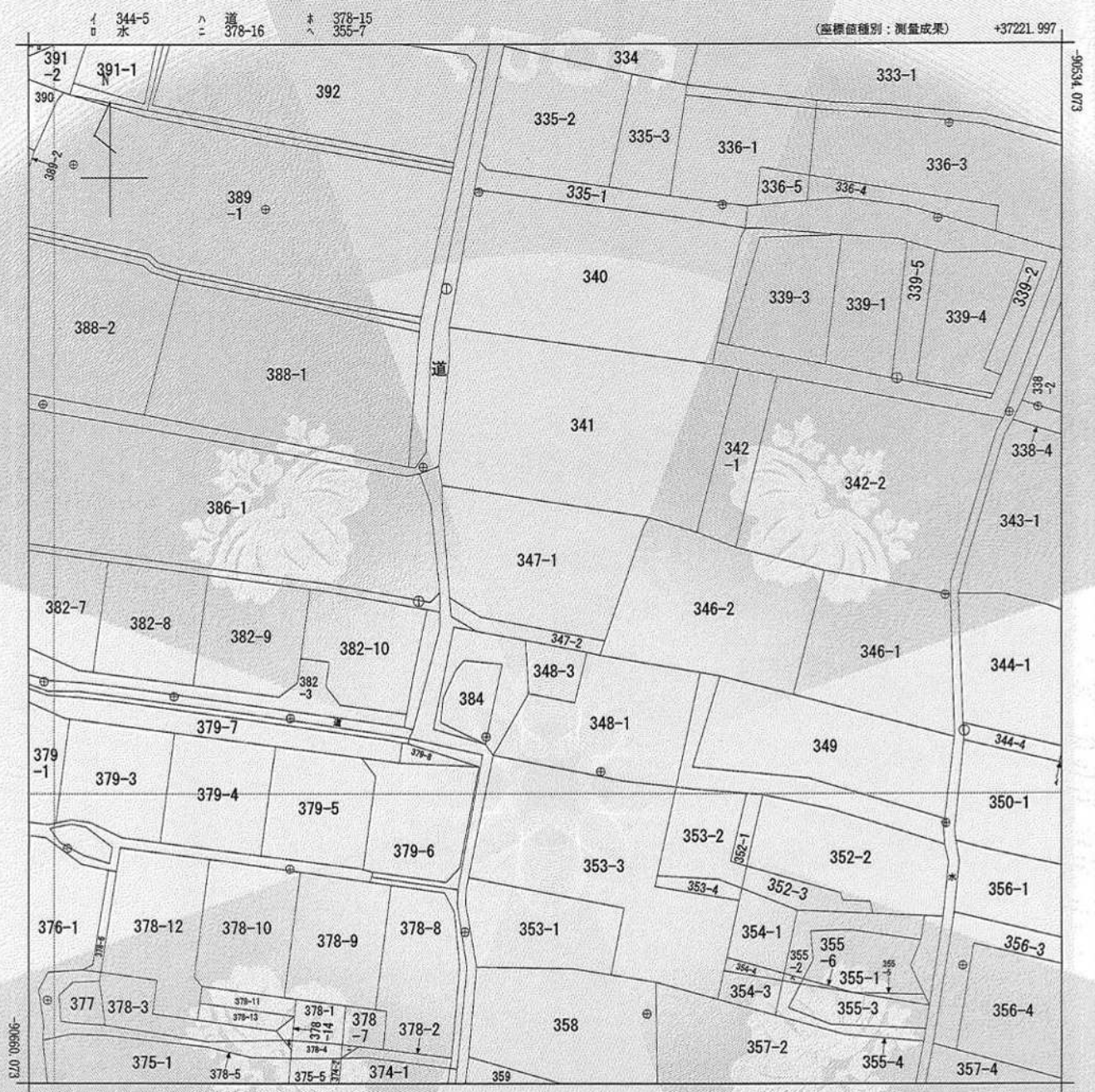
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K64983 (2/3)



1/1



地番区域見出
佐野

請求部	所在	裾野市佐野字本宿			地番	347番1	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第14条第1項)
作成年月日	平成23年3月			備付年月日(原図)	平成24年10月31日		補記事項

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。
 (静岡地方務局沼津支局管轄)
 令和8年4月24日
 静岡地方務局

A3からA4に縮小

請求番号：21-1
(1/1)

登記官

高木大輔



公用

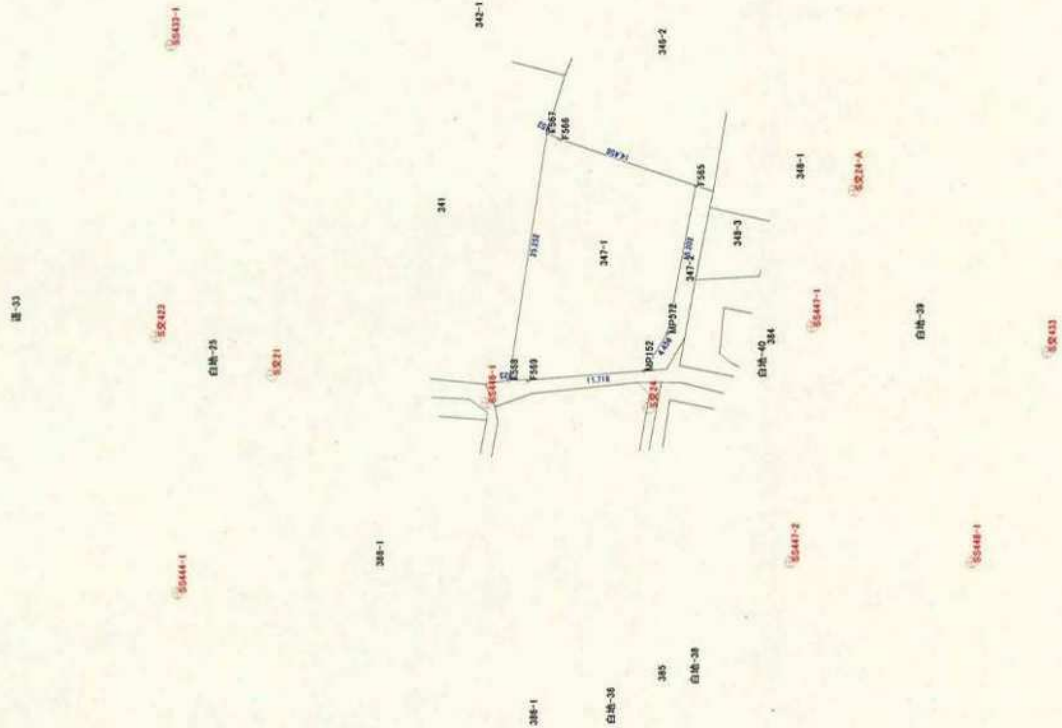
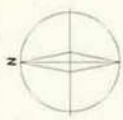
地積測量図 (参考資料)

座標求積表 (世界測地系)

地番一覧表	
所在地番	佐野本宿 347-1
登記地目	宅地
登記地積	333.6

点番号	X座標値	Y座標値	辺長
F567	-90591.524	37171.976	25.252
F566	-90592.821	37171.320	1.453
F565	-90606.500	37166.644	14.456
MP572	-90603.608	37151.720	15.202
MP152	-90601.252	37147.938	4.456
F569	-90589.572	37147.018	11.716
F568	-90587.647	37147.023	1.925

図根点番号	X座標値	Y座標値
SS444-1	-90554.157	37125.620
S交21	-90563.752	37147.551
S交24	-90601.664	37144.191
SS446-1	-90585.412	37144.722
SS447-2	-90615.830	37128.609
SS447-1	-90618.083	37152.353
S交433	-90641.775	37149.773
SS448-1	-90634.142	37128.529
S交423	-90552.107	37151.445
S交24-A	-90622.329	37166.134
SS433-1	-90553.685	37180.905



A3からA4に縮小

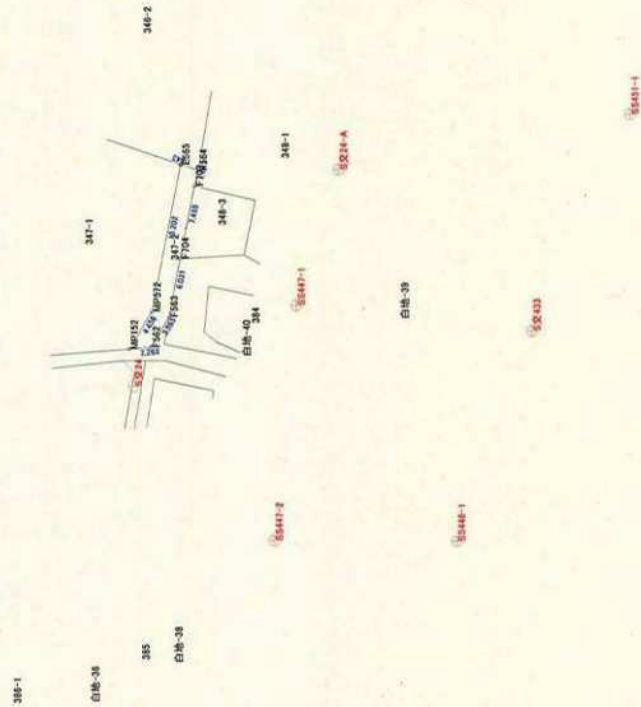
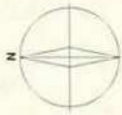
地積測量図 (参考資料)

座標求積表 (世界測地系)

地番一覧表	
所在地番	佐野本宿 347-2
登記地目	宅地
登記地積	34.03

点番号	X座標値	Y座標値	辺長
MP572	-90603.608	37151.720	4.456
F565	-90606.500	37166.644	15.202
F564	-90608.254	37166.078	1.843
F703	-90607.892	37164.471	1.647
F704	-90606.431	37157.117	7.498
F563	-90605.322	37151.189	6.031
F562	-90603.514	37148.116	3.565
MP152	-90601.252	37147.938	2.269

図根点番号	X座標値	Y座標値
S交24	-90601.664	37144.191
S交21	-90563.752	37147.551
SS446-1	-90585.412	37144.722
SS447-2	-90615.830	37128.609
SS447-1	-90618.083	37152.353
S交433	-90641.775	37149.773
SS448-1	-90634.142	37128.529
SS451-1	-90651.644	37171.737
S交24-A	-90622.329	37166.134



A3からA4に縮小

作成年月日 令和08年04月23日

縮尺

1/500

物 件 調 書

所在地	静岡県富士市今宮字坂上942番、943番3、943番5				
住居表示	-				
面積	3,093.13 m ² (実測面積)	地目	宅地・雑種地(現況)	土地の形状	
	3,092 m ² (公簿面積)		山林(公簿)		
接面道路の幅員、種別、状況等	南西側が幅員約5mの市道今宮坂下2号線に、東側が幅員約3.7mの林道(丸火線)に接面				
私道の負担等に関する事項	無				
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域	指定なし(第二種低層住宅地と同等の規制)	
	建ぺい率	指定建蔽率	60%(50%)	基準建蔽率 60%(50%)	
	容積率	指定容積率	200%(80%)	基準容積率 200%(80%)	
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有(10m)
		日影による中高層の建築物の制限		無・有	
	外壁後退	無・有	壁面線の制限	無・有	
	準防火地域	無・有	防火地域	無・有	
	その他	建築基準法第22条指定区域、屋外広告規制第2種特別規制区域、土石流危険区域、特定盛土等規制区域			
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007	
	上水道	引込不可・引込可	富士市上下水道部上下水道経営課	0545-67-2814	
	下水道	引込不可・引込可	—	—	
	都市ガス	引込不可・引込可	—	—	
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関(直線距離)	バス	富士急静岡バス「大富士ゴルフ場入口」：物件の南東方 約400m			
	鉄道	JR東海道本線「吉原」駅：物件の南方 約7.4km			
公共施設(直線距離)	役所	富士市役所：物件の南西方 約6.7km			
	小学校	富士市立吉永第二小学校：物件の南方 約1.8km			
	中学校	富士市立大淵中学校：物件の西方 約3.0km			
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)					
<ul style="list-style-type: none"> ・本件地は市街化調整区域内の線引前宅地扱いの土地で、第二種低層住居専用地域内と同等の規制を受けるため、建ぺい率は50%、容積率は80%となります。(富士市の線引き前宅地の特例措置は適用されません。) ・富士市今宮字坂上942番は建物の建築はできません。 ・敷地内に NTT の本柱が3本、支線3条、東京電力の支線柱1本、支線1条が存在しています。 ・敷地の西側の一部に治山施設(水路)(国家賠償法の公の構造物)が設置されています。治山施設は土地に付随する施設であるため、民法により所有権は土地所有者に帰属しますが、森林法により所有権の有無に関わらず治山施設の維持管理責任は静岡県にあります。やむを得ず変更が必要となった場合の事前相談や治山施設に係る問い合わせ等は、富士農林事務所森林整備課(0545-65-2357)に御連絡ください。 ・敷地内には土砂の流出を防ぐための土嚢が多数あるほか、7.6m×6.5m×1.7m(簡易採寸)の岩石や、一部にネットフェンス等が残置されていますが、現状のまま引渡します。 ・本件地は緩傾斜地となっており、敷地の一部は道路と等高ではありません。 ・敷地内に隣接するゴルフ場から飛来したと思われるゴルフボールが複数見られます。 ・埋設物調査は実施していません。 ・本件地内にロープと木杭が存在しますが、現況のまま引き渡します。 					
<p>物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。</p>					

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。


その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があります(品質)が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案内図



凡例

 売払い物件

※およその位置を示す案内図になります。

土地の正確な形状を表すものではありません。

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月24日	不動産番号	0802000046739
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	富士市今宮字坂上			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
942番	山林	211		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日	
[余白]	[余白]	209		③錯誤 〔令和7年3月28日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和32年11月4日 第9460号	原因 昭和32年9月14日買収 所有者 静岡県 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(静岡地方法務局富士支局管轄)

令和8年4月7日

静岡地方法務局

登記官

高木大輔



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63077 (6/8)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月24日	不動産番号	0802000046742
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	富士市今宮字坂上			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
943番3	山林	3256		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日	
[余白]	[余白]	2583		③錯誤 〔令和7年3月28日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和32年11月4日 第9461号	原因 昭和32年9月14日買収 所有者 静岡県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(静岡地方法務局富士支局管轄)

令和8年4月7日

静岡地方法務局

登記官

高木大輔



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63077 (7/8)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月24日	不動産番号	0802000046744
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	富士市今宮字坂上			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
943番5	山林	99		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日	
[余白]	[余白]	300		③錯誤 〔令和7年3月28日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和32年11月4日 第9462号	原因 昭和32年9月14日買収 所有者 静岡県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(静岡地方務局富士支局管轄)

令和8年4月7日

静岡地方務局

登記官

高木大輔



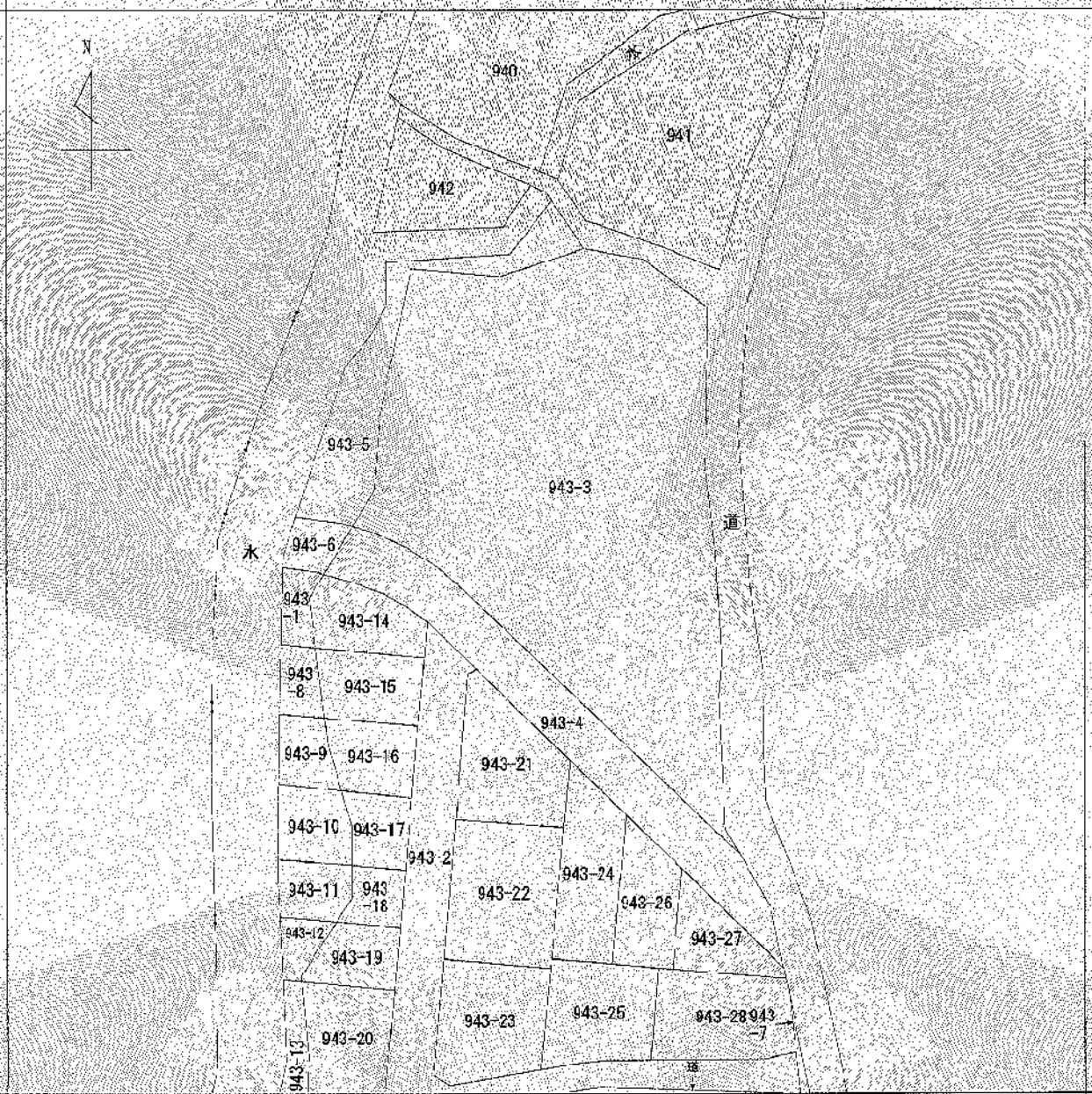
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63077 (8/8)

1/1



(注) 地図に添する図面は、土地の概面を明確にして不動産登記の所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の色区及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
今宮

請求部	所在	富士市今宮字坂上		地番	943番3		
出方尺	1/600	精度区	図標系又は図番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			備考	事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方方法務局富士支局管轄)

令和8年4月7日

静岡地方方法務局

請求番号：19-4

登記官

高木人輔



A3からA4に縮小

公用

公川

登記年月日：令和7年3月18日

これは図面に記載されている位置と異なる場合がある

(前回地籍調査局領土文庫管理)

令和8年4月7日

静岡地方建設局

登記官

国土院



請求番号：15-5

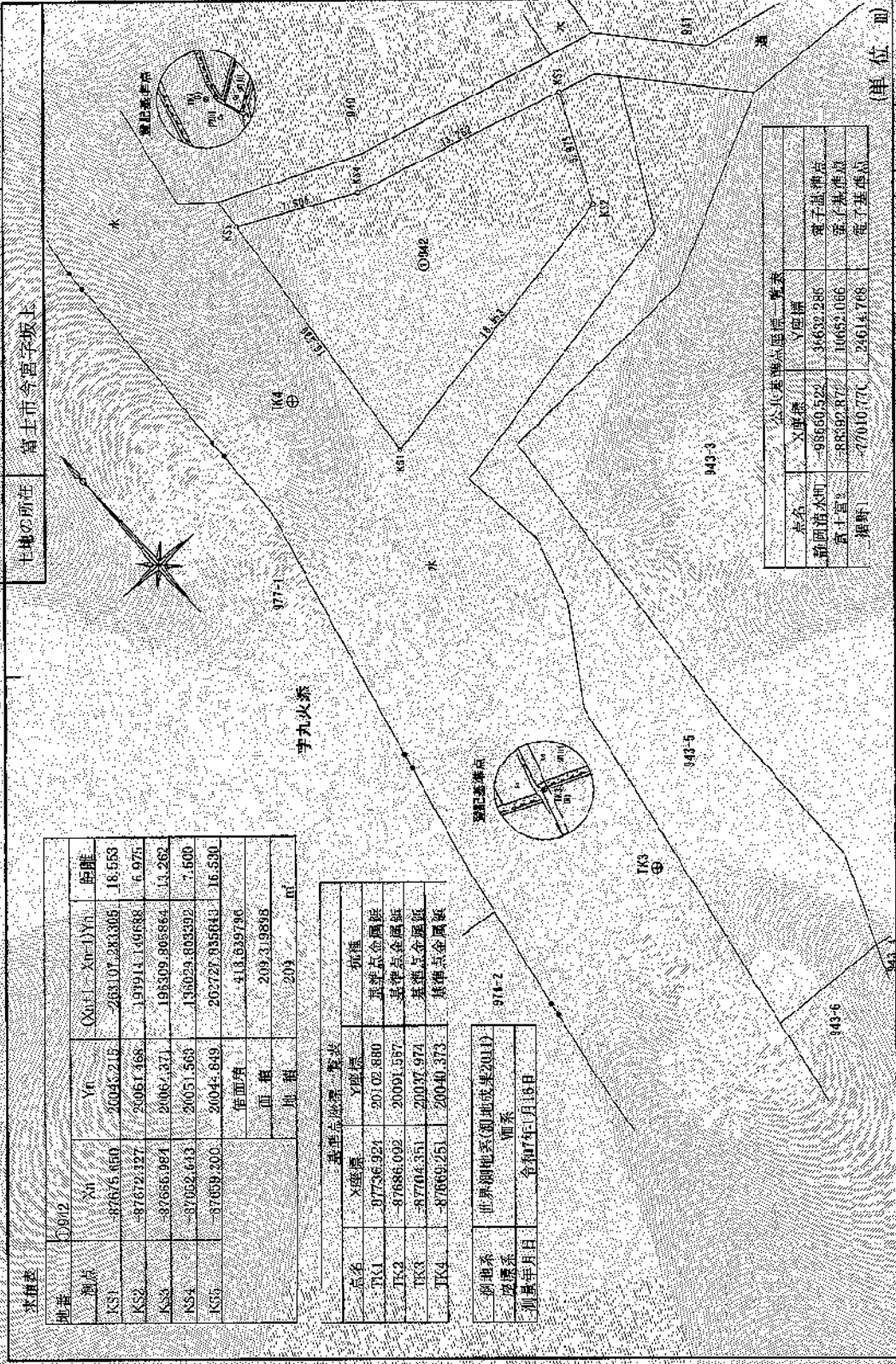
地積測量図

地番 942
土地の所在 富士市立高字坂上

地番	測点	X(m)	Y(m)	方位角	距離
942	KS1	-87676.850	20045.215	263.107	233.305
	KS2	-87672.327	20051.468	199.914	146.688
	KS3	-87656.964	20064.371	198.509	865.864
	KS4	-87652.643	20051.568	136.029	808.392
	KS5	-87659.200	20044.849	202.727	935.643
			方位角		413.839796
			面積		209.319898
			単積		209

基準点座標一覧表		
点名	X座標	Y座標
TK1	97736.924	20102.880
TK2	-87686.092	20091.557
TK3	-87746.351	20097.974
TK4	-87662.251	20040.373

測地系	世界測地系(北緯東経2011)
投影系	横糸
測量年月日	令和7年11月15日



公共基準点座標一覧表		
点名	X座標	Y座標
新岡清水町	-88660.322	16632.285
富士宮	-88692.877	16652.066
測点	-77010.770	24614.768

測量者 静岡県東部農林事務所
 静岡県農西 西島千明
 嘱托者 静岡県知事 鈴木 康寿
 縮尺 1/250

作成者 静岡県東部農林事務所
 静岡県農西 西島千明
 (令和7年3月18日作成)

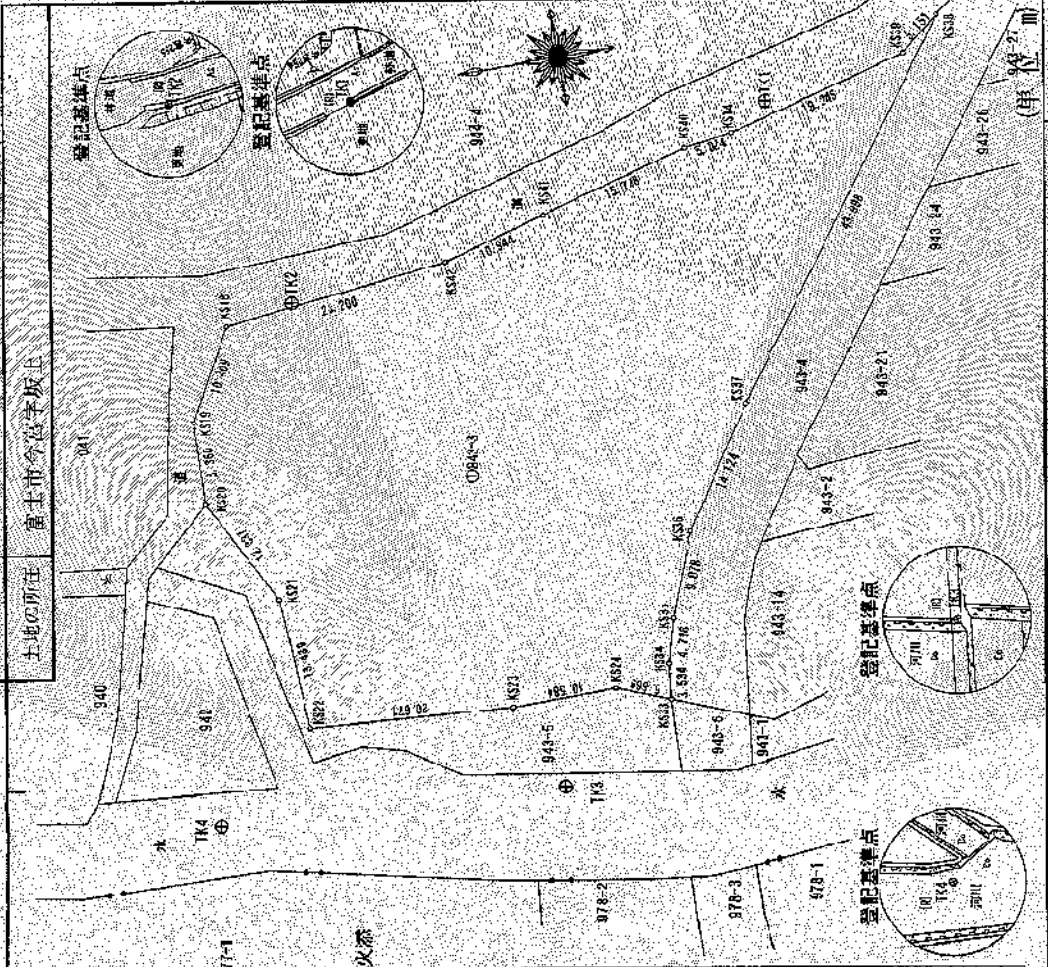
A3からA4に縮小

登記年月日：令和7年03月28日

これは図面に記載されている位置を説明した図面である。
 (静岡地方法務局(国土庁管轄))
 令和8年4月7日 静岡地方法務局 登記官 海老川 備

地積測量図

地番 943-3
 土地の所在 富士市今宮字灰土



公生基測量点一覧表		
点名	X座標	Y座標
脚底清水町	98680.522	36332.285
富士宮2	89332.875	16652.066
相野	177010.770	24611.768

基準点一覧表		
点名	X座標	Y座標
TK1	87238.924	20109.860
TK2	87688.021	20091.667
TK3	87204.335	20031.974
TK4	87669.225	20040.373

測量系	
測量系	基準測地系(測地法(案2011))
測量系	測量系
測量年月日	令和7年1月16日

地番	X1	Y1	X2	Y2	(X2-X1) ² + (Y2-Y1) ²	距離
KS33	87746.449	20044.723	113813.857	194.3534		
KS34	87746.449	20044.723	34422.822	227.4716		
KS35	87748.176	20052.768	93125.654	9278		
KS36	87721.531	20051.204	255347.204	32.1424		
KS37	87720.409	20072.927	6857.125	9247.4398		
KS38	87756.692	20108.212	44669.821	368.6151		
KS39	87751.623	20105.052	45685.991	1544.3245		
KS14	87732.970	20100.314	479050.221	1076.5024		
KS40	87727.989	20099.688	406173.888	664.15748		
KS41	87732.792	20095.640	316186.173	1040.10944		
KS42	87702.203	20092.759	07608.154	4832.23200		
KS18	87628.114	20090.487	565165.897	707.10409		
KS19	87674.072	20091.380	107686.278	180.8360		
KS20	87673.753	20073.025	104801.268	746.12337		
KS2	87679.283	20062.002	128838.876	644.3439		
KS22	87680.938	20048.582	427676.361	1824.20671		
KS23	87700.635	20046.862	625141.341	1608.0584		
KS31	87711.209	20046.884	317432.074	1876.5669		
		位面積	5196.822075			
		面積	2563.291937			
		面積	2563			

嘱托書 静岡県知事 鈴木 康友
 縮尺 1/500
 令和7年3月18日作製
 静岡県東部農林事務所
 静岡県職員 西島 千明

A3からA4に縮小

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

建物地上部解体作業状況確認

2024年8月26日 立会者: 神保主任



工事名	本館解体工事
工種	本館解体工事
測点	本館
建物地上部解体作業状況確認 2024年8月26日 立会者: 神保主任	

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り)



工事名	本館解体工事
工種	本館解体工事
測点	本館
浄化槽撤去作業状況 (浄化槽汲み取り)	

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り)



工事名	本館解体工事
工種	本館解体工事
測点	本館
浄化槽撤去作業状況 (浄化槽汲み取り)	



工事名 本館解体工事
 工種 本館解体工事
 測点 本館
 浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り)

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り) (



工事名 本館解体工事
 工種 本館解体工事
 測点 本館
 浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り完了)

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り完了)



工事名 本館解体工事
 工種 本館解体工事
 測点 本館
 浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り完了)

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況
 (浄化槽汲み取り完了)

工種: 本館解体工事
測点: 本館

建物地上部解体作業完了



工種: 本館解体工事
測点: 本館

建物地上部解体作業完了



工種: 本館解体工事
測点: 本館

建物地上部解体作業状況確認

2024年9月2日 立会者:大庭主査、
神保主任





工事名 特別地域(第1種)における建築物等の解体工事(解体)等工事
 工種 本館解体工事
 測点 本館
 建物地上部解体作業状況確認
 2024年9月2日 立会者:大庭主査、神保主任
 株式会社国土院

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

建物地上部解体作業状況確認

2024年9月2日 立会者:大庭主査、神保主任



工事名 特別地域(第1種)における建築物等の解体工事(解体)等工事
 工種 本館解体工事
 測点 本館
 建物土間、基礎解体作業状況
 株式会社国土院

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

建物土間、基礎解体作業状況



工事名 特別地域(第1種)における建築物等の解体工事(解体)等工事
 工種 本館解体工事
 測点 本館
 建物土間、基礎解体作業状況
 株式会社国土院

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

建物土間、基礎解体作業状況

工種: 本館解体工事
測点: 本館

建物土間、基礎解体作業状況



工事名: 本館解体工事
工種: 本館解体工事
測点: 本館
建物土間、基礎解体作業状況
株式会社 住友建設

工種: 本館解体工事
測点: 本館

建物土間、基礎解体作業状況



工事名: 本館解体工事
工種: 本館解体工事
測点: 本館
建物土間、基礎解体作業状況
株式会社 住友建設

工種: 本館解体工事
測点: 本館

建物土間、基礎解体作業状況



工事名: 本館解体工事
工種: 本館解体工事
測点: 本館
建物土間、基礎解体作業状況
株式会社 住友建設

工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況



工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況



工種: 本館解体工事
 測点: 本館

浄化槽撤去作業状況



工種: 本館解体工事
測点: 本館

浄化槽撤去作業状況



工種: 本館解体工事
測点: 本館

浄化槽撤去作業完了



工種: 本館解体工事
測点: 本館

建物基礎部解体状況確認
令和6年9月9日 立会者: 神保主任



写真撮影日:令和8年4月20日(現況と異なる場合は現況を優先)

岩石の状況(一部) 7.6m×6.5m×1.7m(簡易採寸)

※矢印の岩は同じ岩



写真撮影日:令和8年4月20日(現況と異なる場合は現況を優先)

治山施設



写真撮影日:令和8年4月20日(現況と異なる場合は現況を優先)

土嚢の状況(一部)



写真撮影日:令和8年4月20日(現況と異なる場合は現況を優先)



※本写真に限り、撮影日不明